

○安来市空き家情報登録制度実施要綱

平成26年3月12日

告示第27号

(目的)

第1条 この告示は、安来市空き家情報登録制度に関し必要な事項を定めることにより、市内に所在する空き家の有効活用及び定住の促進を図り、もって地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として建築された建物であつて、現に居住の用に供されていない、又は近く居住の用に供されなくなる予定のものをいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利（以下「所有権等」という。）を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 市内に所在する空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けて当該空き家に係る情報を登録し、その情報を市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録の申込み等)

第4条 所有者等は、空き家に係る情報を空き家バンクに登録しようとするときは、空き家情報登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込みがあつたときは、当該空き家の実地調査等を行い、適当と認めるときは、別に定める空き家バンク登録台帳に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録を行ったときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第2号）により、当該申込みを行った者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、適当と認めるものがあるときは、当該空き家の所有者等に対し、空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(空き家登録に係る登録事項の変更又は登録の取消しの届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた者(以下「空き家登録者」という。)は、当該登録した事項に変更があったとき、又は空き家バンクの登録を取り消そうとするときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(空き家の登録の抹消等)

第6条 市長は、空き家登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家の登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家登録者に通知するものとする。

(1) 前条の規定による登録の取消しの届出があったとき。

(2) 申込み又は届出の内容に虚偽があったとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(利用の登録の申込み等)

第7条 空き家バンクの利用を希望する者は、空き家バンク利用登録申込書(様式第3号)及び誓約書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、当該申込みを行った者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、別に定める空き家バンク利用登録台帳に登録するものとする。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在する意思のある者で、市の生活文化、自然環境等を理解し、地域住民と協調して生活できるもの

(2) その他市長が適当と認める者

3 市長は、前項の規定による登録を行ったときは、空き家バンク利用登録完了通知書(様式第5号)により、当該申込みを行った者に通知するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更又は登録の取消しの届出)

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったとき、又は利用の登録を取り消そうとするときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(利用の登録の抹消等)

第9条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の登録を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 前条の規定による登録の取消しの届出があったとき。

- (2) 第7条第2項各号に規定する要件を欠くと認められるとき。
- (3) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 申込み又は届出の内容に虚偽があったとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

(空き家情報の提供)

第10条 市長は、必要に応じて、利用登録者に対して、空き家バンク登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

(空き家登録者と利用登録者の交渉等)

第11条 市長は、空き家登録者と利用登録者の間の空き家に関する売買、賃貸借等に関する交渉、契約等の具体的な内容に関与しないものとする。

2 前項の交渉、契約等に関する一切の問題については、当事者間において解決しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 空き家登録者及び利用登録者は、空き家バンクにおいて知り得た個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 空き家バンクの利用以外の目的に使用しないこと。
- (2) 漏えい、紛失等のないよう適正に管理すること。
- (3) 利用後は、速やかに廃棄その他の適正な措置を講ずること。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月29日告示第140号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の様式については、令和4年3月31日までの間は、従

前の様式によることができる。

附 則（令和4年12月28日告示第221号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。